

意見書案第8号

イスラエルによるガザ攻撃中止と

即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年11月20日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 大 森 和 夫

賛成者 遠 藤 憲 子

イスラエルによるガザ攻撃中止と
即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書（案）

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の状況は「子ども達の墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。すでにガザ地区では犠牲者が1万2千人を超え、その4割は子どもと報じられている。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のパレスチナのハマスによる無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集団殺害）を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、11月15日、「人道的（戦闘の）な中断」を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動をとることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対して民間人を犠牲する軍事行動の即時停止、安保理決議の順守。イスラエル・パレスチナの双方には停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会